

# 第 138 回江東区都市計画審議会議事録

【開催日：平成28年10月26日（水）】

作成担当：都市整備部 都市計画課

開催日時	平成28年10月26日(水)午後2時 (午後2時35分終了)												
開催場所	江東区役所3階 区議会) 全員協議会室												
議 題	(諮問事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都市計画地区計画の変更について</li> <li>・ 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について</li> </ul>												
会議進行の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 開 会</td> <td style="width: 50%;">7 議席の決定</td> </tr> <tr> <td>2 区長挨拶</td> <td>8 条例、運営規則等の説明</td> </tr> <tr> <td>3 委員・幹事紹介</td> <td>9 諮問事項(説明・審議・採決)</td> </tr> <tr> <td>4 会長選出</td> <td>10 その他</td> </tr> <tr> <td>5 会長就任挨拶</td> <td>11 閉 会</td> </tr> <tr> <td>6 会長代理の指名</td> <td></td> </tr> </table>	1 開 会	7 議席の決定	2 区長挨拶	8 条例、運営規則等の説明	3 委員・幹事紹介	9 諮問事項(説明・審議・採決)	4 会長選出	10 その他	5 会長就任挨拶	11 閉 会	6 会長代理の指名	
1 開 会	7 議席の決定												
2 区長挨拶	8 条例、運営規則等の説明												
3 委員・幹事紹介	9 諮問事項(説明・審議・採決)												
4 会長選出	10 その他												
5 会長就任挨拶	11 閉 会												
6 会長代理の指名													
出席者 (敬称略・順不同)	<p>【委員】 苦瀬 博仁、篠崎 道彦、(島田 正文)、松本 みどり、宮崎 祐助、佐藤 信夫、山本 香代子、重松 佳幸、関根 友子、矢次 浩二、白岩 忠夫、徳永 雅博、そえや 良夫、(羽村 真)、小黒 幸義、小林 一浩、松土 英男、石島 龍治、竹口 友章、内田 晴康、(三輪 さおり)、宇那木 麻衣、(矢部 正治)</p> <p>【幹事】 大井副区長、都市整備部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、住宅課長、建築課長、建築調整課長、地域整備課長、企画課長、港湾臨海部対策担当課長、温暖化対策課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、(管理課長)、道路課長、河川公園課長、交通対策課長</p> <p style="text-align: right;">( ) は欠席</p>												
傍 聴 人	な し												
配布資料	<p>資料1 東京都市計画地区計画の変更について</p> <p>資料2 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について</p>												
審議経過	諮問事項は全員賛成により、妥当とされた。												

午後 2 時 0 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局（都市整備部長） 大変お待たせをいたしました。都市整備部長の吉川でございます。

それでは、定刻になりましたので、これより第 1 3 8 回江東区都市計画審議会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。さて、本日は委員改選後の初の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元に配付の次第に沿いまして進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

---

◎欠席者及び定足数確認の報告

○事務局（都市整備部長） 本日は、島田委員、三輪委員、矢部委員の 3 名から欠席の届け出がありましたので、ご報告させていただきます。

これによりまして、本日は委員の 2 分の 1 以上の出席が認められることから本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

---

◎傍聴者数の報告

○事務局（都市整備部長） 次いで、本日の傍聴についてでございますが、傍聴申込の方はいらっしゃいませんでした。

---

◎区長挨拶

○事務局（都市整備部長） それではまず初めに、山崎区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様こんにちは。区長の山崎でございます。江東区都市計画審議会今期最初の会議にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろから江東区の都市計画あるいはまちづくり、そうしたことに對しまして委員の方々には大変ご協力をいただいております、心からお礼を申し上げる次第でございます。

江東区は現在ご存じのとおり人口 5 0 万人を超えまして、昔とそのまち並みも大きく変わりました。特に臨海地区については、高層マンションが立ち並び 3 0 年、4 0 年前のころと比べると、全くそのまちの様子が変わってきたことはご存じのとおりでございます。こうした中でこの江東区をどのようなまちにつくり上げて

いくかということは、非常に大切なことでございます。特に現在、マスコミその他で毎日連日のように放送されている、豊洲新市場の問題、盛り土がされていなかったということにおいて、大変な混乱を来しております。また、オリンピックの会場につきましても、海の森のボート、カヌー、それから有明アリーナ、バレーボール会場、それからアクアティクスセンターこれも水泳会場ですが、これの見直しが行われていて、今月末にはある程度の結論を出すということですが、そう簡単に結論が出せる状況ではないと私は思っておりますが、どのような形になるか、この江東区にこうした立派な施設が残るということは、今後50年、100年、この江東区のみならず都民全体にとっても、大きな遺産として残るわけですから、私どもとしては私個人としては、こうした施設をしっかりとつくって、次の世代に残していきたいというふうに思っておりますが、なかなか新しい知事になりまして、コスト削減が最優先されていて、いろいろな議論がなされております。

私はコスト削減だけで議論をしていいはずはないし、まちづくりのあるいは都民サービスにしてもこうしたものは、しっかり、私はいいものを残すべきだというふうに思っております。そのことによって、それをつくるかつくらないかによって、またこの江東区の都市計画、まちづくり全体にも大きな影響を及ぼすわけですから、今回の決定をしっかりとみつめながら、また先生方にもさまざまなご意見を賜り、そして江東区政の進展に寄与させていただきたいと思っております。

どうぞ一つよろしくご協力をお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎委員の委嘱

○事務局（都市整備部長）      ありがとうございました。

次に委員の委嘱についてでございます。本日は議員選出の委員の方、それと留任の方を除きまして、お手元にお配りしております、委嘱状によりまして、代えさせていただきますので、ご了承を願いたいと思います。

---

### ◎委員・幹事紹介

○事務局（都市整備部長）      続きまして、私のほうから本審議会の委員の方々をご紹介させていただきます。お手元に配付の名簿をご参照願いたいと思います。名簿記載のとおりにご紹介をさせていただきますので、よろしく願います。

まず、学識経験者の方々のご紹介でございます。

苦瀬博仁委員でございます。

篠崎道彦委員でございます。

島田正文委員につきましては、本日は欠席のご連絡をいただいております。

松本みどり委員でございます。

宮崎祐助委員でございます。

次に議員選出の方々をご紹介させていただきます。

佐藤信夫委員でございます。

山本香代子委員でございます。

重松佳幸委員でございます。

関根友子委員でございます。

矢次浩二委員でございます。

白岩忠夫委員でございます。

徳永雅博委員でございます。

そえや良夫委員でございます。

次に、関係行政機関からのご紹介を申し上げます。

羽村真委員でございますが、本日は欠席でございます。

小黒幸義委員でございます。

小林一浩委員でございます。

続いて、区民代表の委員の方々をご紹介させていただきます。

松土英男委員でございます。

石島龍治委員でございます。

竹口友章委員でございます。

内田晴康委員でございます。

三輪さおり委員でございますが、本日欠席のご連絡をいただいております。

宇那木麻衣委員でございます。

矢部正治委員でございますが、本日欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、委員名簿の裏面に記載してございます幹事のご紹介をさせていただきます。

大井副区長でございます。

高垣都市計画課長でございます。

草深まちづくり推進課長でございます。

岩瀬住宅課長でございます。

西尾建築課長でございます。

谷川建築調整課長でございます。

池田地域整備課長でございます。

武田企画課長でございます。

武田港湾臨海部対策担当課長でございます。

竹内温暖化対策課長でございます。

関戸環境保全課長でございます。

綾部清掃リサイクル課長でございます。

吉野管理課長でございますけれども、本日は公務によりまして欠席でございます。

中尾道路課長でございます。

大谷河川公園課長でございます。

炭谷交通対策課長でございます。

委員及び幹事の紹介は以上でございます。

---

### ◎会長選出

**事務局（都市整備部長）** 続きまして、会長の選出に移りたいと思います。

本審議会条例第4条第1項の規定によりますと会長は学識経験者の委員のうちから委員の選挙によって定めるとされてございますけれども、いかがお取り計らいますでしょうか。

○委員 メンバーが若干かわっているようでございますので、できますならば苦瀬先生に引き続き会長をお願いしたいと私は思うのですが、どうでしょうか。

（異議なし）

○事務局（都市整備部長） ただいま、委員から苦瀬委員を推薦する旨のご発言をいただきましたが、皆さんよろしいということでございますので、そのようにさせていただきますと思います。

苦瀬先生につきましては、ご承知のとおり、今まで会長をされておりますし、都市計画への造詣も大変深いということで、苦瀬先生に会長をとということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、苦瀬先生、会長席へお座りいただきたいと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、苦瀬会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

---

### ◎会長就任挨拶

○会長 はい、かしこまりました。会長選出の後には会長就任挨拶と書いてございま

すので、ちょっとご挨拶させていただきます。

ただいま、委員各位のご推薦をいただきまして、会長の職を務めさせていただくことになりました苦瀬でございます。一言ご挨拶を申し上げます。先ほど区長さんからお話がありましたように、一つの目標なのかそれをステップにするのかはわかりませんが、2020年という大きなテーマがございます。それだけでなく、江東区にはさまざまな発展に次ぐ発展でそれに伴ういろいろな問題も出てくるんだろうと思います。今までもこの審議会では活発なご意見をいただきましたけれども、これからもよりよい江東区まちづくりのために、皆様方の熱心なご議論を期待しているところでございます。またもとより私は浅学菲才（せんがくひさい）の身でございます。皆様方にいろいろ助けていただかなければいけないことは多いと思いますけれども、審議会の運営についても一つよろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎会長代理の氏名

- 会長　それでは、6番目でございます。会長代理の氏名ということでございます。審議に先立ちまして、本職から会長の職務代理について指名させていただきたいと思っております。本審議会の条例第4条3項の規定により、会長の職務代理には篠崎道彦委員を指名いたします。委員各位におかれましては、何とぞご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎議席の決定

- 会長　次に本審議会の議席でございます。現在ご着席のとおりで決定をいたしますので、ご了承を願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

---

#### ◎条例、運営規則説明

- 会長　続きまして8番目でございます。お手元にお配りしてございます、江東区都市計画審議会条例及び江東区都市計画審議会運営規則等につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

どうぞお願いします。

- 事務局（都市計画課長）　それでは、都市計画審議会条例及び運営規則等につきましてご説明させていただきます。説明の前に本日机上にお配りしてございます資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、既にご覧いただいておりますが、本日の審議会次第、そして審議会委員名

簿、その裏面の幹事名簿、続いて座席表をお配りしてございます。それから江東区都市計画審議会条例、江東区都市計画審議会運営規則そして江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、以上でございます。不足等ございましたらお申しつけください。大丈夫でしょうか。

(資料が不足している委員はなし)

○事務局（都市計画課長） それではまず江東区都市計画審議会条例についてご説明させていただきます。

まず第1条におきましては、設置について定めております。こちらは区長の附属機関として設置する旨を明記しているものでございます。第2条の組織では区長が任命する23名以内の委員をもって組織するとしてございます。

次に第3条では任期、第4条では会長について定めておきまして、同条3項においては、会長の職務代理についての定めがありまして、先ほど会長より篠崎委員の指名がなされたところでございます。第5条の招集では会長が招集することとなつてございますが、本日の会議におきましては、会長決定前ということで区長名をもちまして、ご案内をさせていただいたところでございます。

続きまして、6条では会議の定足数や過半数の議決などについて定めてございます。

続きまして、江東区都市計画審議会運営規則をご覧願いたいと存じます。規則の第2条では、会長は審議会を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて各委員に通知しなければならないということを定めてございます。また、10条では会議の公開について定めておきまして、当審議会については、公開とする旨明記してございます。ただし、別に定める場合は非公開とすることができるとしてございます。続く同条第2項におきましては、このただし書きに関する事項、その他会議の公開に必要な事項は会長が審議会に諮って定めるものとしてございます。

続きまして、江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱についてご説明いたします。

まず、第2条において、会議は公開を原則とする旨定めており、その後段において、非公開とすることができる場合について定めてございます。

一つは個人に関する情報など内容が保護すべきものである場合、そしてもう一つは会議を公開することにより、審議が著しく阻害されるおそれがある場合としてございまして、これらに該当すると認められる場合に会議を非公開とすることができるとしてございます。



また、第5条以降では、会議の傍聴に関する事項について、それぞれ定めてございます。

当審議会の条例運営規則等の説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。

---

### ◎諮問

○会長 それでは9番目でございます。諮問に入りたいと思います。

次に本日の諮問について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 諮問の内容に先立ちまして、私から簡単なお説明をさせていただきますと思います。先ほどご説明をさせていただきましたが、当審議会は、江東区都市計画審議会条例第1条において、区長の附属機関として設置をする諮問機関でございます。従いまして、ここで区長から諮問をいただきたいと存じます。区長よろしくをお願いいたします。

○区長 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、下記の件について諮問する。

平成28年10月26日 江東区長 山崎孝明。

（1）東京都市計画地区計画の変更について 江東区決定案件。

（2）建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について 東京都決定案件。

以上でございます。

○会長 ここで、委員各位に申し上げます。山崎区長はご公務のためここで退席されることになっております。ご了承をお願いいたします。

○区長 よろしくをお願いいたします。

---

### ◎諮問事項1「東京都市計画地区計画の変更について」

○会長 それでは、10番目でございますが、これより審議に入りたいと思います。諮問事項1「東京都市計画地区計画の変更について」を審議いたします。事務局よりご説明をいたします。

お願いいたします。

○事務局（都市計画課長） それでは、事前配付しました資料1に基づいてご説明させていただきますと思います。資料1をご覧ください。

東京都市計画地区計画の変更についてでございます。今回変更の目的でございますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律。いわゆる風営法でござ

ざいますが、こちら及び建築基準法の一部改正に伴って生じた、号ずれ等の整合を図るということで今般変更を考えているところでございます。変更する地区計画でございます。全部で四つ。

まず第一が東雲一丁目地区地区計画。こちら資料1の10ページに区域が示してございます。10ページをご覧ください。10ページに地図をお示ししておりますが、東雲駅の北側約18.9ヘクタールのエリアになってございます。

2番目の地区計画は東雲二丁目南地区地区計画。こちらは16ページに位置図をお示ししてございます。東雲駅南側およそ24.7ヘクタールの地域になってございます。

続きまして、3番目潮見二丁目西地区地区計画。こちらは21ページに位置図が示してございます。JRの潮見駅の西側、約4.1ヘクタールのエリアになってございます。

4番目の地区計画は新砂地区地区計画。東西線南砂町駅の南側のエリア、約33.1ヘクタール、31ページに位置図をお示ししてございます。

以上の4カ所の地区計画につきまして、変更を行うものでございます。資料1の3番目1ページにお戻り願います。

3番目に風営法の改正ということで示してございます。平成27年の6月に風営法の一部改正及び一部施行が行われております。こちらはダンスホール等を風俗営業から除外するということが行われてございます。そして、28年の6月にナイトクラブ等を風俗営業から除外し、新たに特定遊興飲食店営業として一部規制する旨の改正風営法の施行がなされたところでございます。

2ページをお開き願います。こちらが風営法の具体的な変更の概要をお示してございます。2ページの右側が改正前、左側が改正後となっております。第2条の1項として、改正前には八つの号がございましたが、これを五つに新たに整理し直したというものでございます。旧法の一号と二号を合わせて新しい一号、旧法の三号が新二号及び11項の特定遊興飲食店営業に分かれているところでございます。旧法の四号のダンスホールが削除、以下五から八が、号が繰り上がっていつているところでございます。

それに伴います主な地区計画の変更の内容でございます。こちらは、今2ページでお示しました号ずれの整合をまず図るというのが第1点、それと今般の法改正の趣旨であるダンスホールを削除するという法改正がなされたので、こちらを規制の対象から外すということ、あと、2条1項第三号の定めでナイトクラブについては、新法では、幾つかに分かれておりますので、引き続き風俗営業と

なっているものにつきましては、引き続き規制をしていくという方針になってございます。

あと、1ページの4番の下2段でございますけれども、建築基準法の改正に伴う項ずれでございますが、こちらは30ページの新旧対照表にお示ししてございますけれども、建築基準法53条において生じた、項ずれの訂正でございます。こちらを建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度の規制でございますが、こちら、公衆便所であるとか派出所について、その規制を外すというものが項ずれによってずれてしまったので、これをもともとの趣旨に合わせるということで、項の数字を直すと。4項から5項に直すということを行ってございます。あとは句読点の整理等を行っているところでございます。

1ページの5番をご覧ください。これまでの経緯と今後の予定ということで、これまで、この地区計画の変更につきまして、都市計画原案の公告縦覧等行い、東京都への協議そして都市計画案の公告縦覧を行ってまいりました。10月18日には本区の江東区議会の防災まちづくり対策特別委員会で報告いたしまして、本日この審議会にお諮りしているところでございます。

本日、お認めいただければ11月上旬には、決定の告示をしたいということで考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ、●●委員。

○委員 ●●です。今度の風営法の改正実態は、法令に対する規制その他のところで、いろいろ問題があって改正されたというふうに理解をしています。ただ、それが飲食店業ということで、わかりにくい部分を残したというところはありますけれども、この提案自体は項ずれの修正ということで、従来どおりの規制をほぼそのままかけていくということなので、賛成というふうにしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。ご質問、ご意見。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○会長 よろしいですか。それでは、ご意見がないようでございますので、ここでまとめたいと思います。本案につきましては、妥当である旨答申することといたしたいと思っておりますけれども、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長 ありがとうございます。全員賛成ということでございます。よって本案は提案のとおり決定いたします。なお、区長宛て答申文案につきましては、本職にご一任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

◎諮問事項 2 「建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可について」

○会長 それでは次に諮問事項の 2 「建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可について」を審議いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） それでは、資料 2 をご覧願います。「建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく許可について」でございます。こちらの経緯でございますが、建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づいて、廃棄物処理施設の用途に供する建築敷地についてですが、既に許可を取得して稼働している施設でございますが、今般、処理対象、処理量等の変更がございまして、こちらが東京都知事宛てに変更の許可申請が提出されたところでございます。このため東京都において都の都市計画審議会に付議するにあたりまして、本区に意見照会がございました。このために今般、本審議会に付議するものでございます。

申請者は前田道路株式会社でございます。3 番に申請施設及び許可年月日と書いてございますが、こちらは直近に申請し許可を受けた内容になってございます。平成 1 7 年に木くずの破碎・焼却という許可を受けてございます。ただし、こちらの施設は廃止ということで、聞いているところでございます。

4 番の施設の概要でございます。産業廃棄物処理施設、位置が江東区新砂三丁目 1 1 番。こちら 2 ページに位置図をお示ししてございます。南砂町駅南の新砂三丁目のエリアの一番南西の角、こちらの運河に面する敷地として存在してございます。

用途地域でございます。こちらは工業専用地域となつてございまして、港湾隣接地域となつてございます。1 ページ 4 の (4) 建築物の概要でございます。破碎棟の新設、事務所棟は既設になつてございます。延べ面積、敷地面積等は記載のとおりでございます。今般許可を受ける事業内容でございますが、5 番に書いてございますとおり、処理対象物はがれき類、処理方法は破碎、処理能力は現在、日量 2, 4 0 0 トンの処理能力に対して、日量 6, 0 0 0 トンの新設を行つて合計 8, 4 0 0 トンにするという計画になつてございます。

稼働時間は通常期は 8 時から 1 7 時まで。繁忙期については、8 時から翌朝の 8 時の 2 4 時間となつてございます。

今後の予定でございます。本審議会でお認めいただければ、平成28年11月17日に東京都都市計画審議会に諮りそこでも認められたならば29年の1月に工事着手をして、29年10月に施設を稼働するという予定になってございます。資料2の4ページに具体の施設の配置図をお示ししてございます。既に稼働中の施設がありますけれども、こちら東側、敷地の一番東側にお示ししてございますが、こちらにもともとあった木くず等の破碎処理施設の後に、今般のがれき類の破碎処理施設を新設するという計画になってございます。5ページにはパース等をつけてございまして、運河に面しては景観を重視するために遮蔽壁を設ける計画になってございます。

説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 1点私のほうから確認をしておきたいんですけれども、処理能力新設が日量で6,000トンということですが、車の出入りというのは今までと量は変わらないのか、それともこれをするによって、台数がふえたのか、その点をまずお聞かせください。

○事務局（都市計画課長） 車の台数は、今現在の台数よりふえないという予定で聞いています。その根拠が一日の処理量、搬入量を今の搬入量よりふやさないということなので聞いていますので、細かい台数でいうと2トン車、10トン車というのはありますので、そのまとめて入るのが多ければ台数も減りますし、細かいのがふえればということで、前後があるかと思いますが、処理量自体はふやさないということで伺っています。

○委員 それでいわゆるストックされていたものを新たに破碎処理をするというふうな工場へ申請するという考え方でよろしいんですね。確認のためにすみません。

○事務局（都市計画課長） 委員のおっしゃるとおりでございまして、現在稼働している状況でも処理が割といっぱいいっぱい状況でやっているということで、そのために処理能力をふやしたいとそういうことで聞いているところでございます。

○会長 よろしいですか。はい、じゃあ、お手が挙がった順番ですみません。

はい、どうぞ。

○委員 すみません、これ対象物ということで、がれき類というふうになっていま

す。これ、中身少し細かく説明できますか。

○事務局（都市計画課長） このがれき類ですが、基本的にはコンクリートがらと  
いうことで聞いております。

○委員 結構なんですけれども、総合的に全部がれきというので、ちょっと確認な  
んですが、そういったものに関しては東日本大震災の復興も含めてそういったも  
のも入ってくる可能性はあるかと思うんですが、また昨今の集中豪雨によってそ  
ういったものも入ってくる可能性もあるんですか。

○事務局（都市計画課長） 基本的には、搬入量が変わらないということで、どこ  
から来るかというところまではわからないですけれども、今回申請があったもの  
については、コンクリートのがらということで、がれきというと一般的に木材と  
かもイメージするんですが、コンクリートがらということで聞いています。

○委員 ぜひ、敏感になっているところもあると思いますが、その環境については、  
きちんと諮って、やってくれるとは思いますが、こちらのほうからもきちんと  
業者のほうに通達できるような体制と確認もきちんとしていただきたいなどこれ  
は要望しておきます。

○会長 じゃあ、要望ということで伺います。

○委員 私からも確認がわりということになるんですが、何しろ処理能力が3.5  
倍になります。今後とも搬入量はふやさないんだということですが、あそ  
この清砂大橋の西詰から当該工場までのところが非常に道路が狭くて今でも大渋  
滞と、こういうことになっております。それで本当に将来にわたって、ふやさな  
いということ、きちっとしなきゃならないと思うのですが、仮にこれ途中で、処  
理量をふやすというふうなことになった場合には、再び都計審にかかって審議さ  
れると、こういうことに手続上なるんでしょうか。そこだけ確認を願いたいと。

○事務局（都市計画課長） この都市計画審議会、量も変わるということであれば、  
新たにということだと思えますけれども、もう1点、廃掃法という廃棄物の処理  
のほうの法律がございまして、そちらにおいてもふやさないという約束を東京都  
と事業者はしてございますので、そもそもそちらの基本的な許可を受けたのは、  
ふやさないということで受けておりますので、量を変更したいということであれ  
ば改めて許可を取り直すということで、認識してございます。

○会長 よろしいですか。ほかにご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○会長 それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、ここでまとめたい  
と思います。本案につきましては、妥当である旨答申することとしたいと思いま

すけれども賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、本案は提案のとおり決定いたします。なお、区長宛て答申文案につきましては、本職にご一任いただきたいと存じます。

本日予定いたしておりました、審議案件は全て終了いたしました。その他何かございますでしょうか。

○事務局（都市計画課長） ありがとうございます。次回の審議会の日程の伝達でございます。第139回江東区都市計画審議会の予定でございますけれども、平成28年12月26日月曜日、午後2時からということで、ここ江東区議会の全員協議会室を予定してございます。また、内容等定まりまして、時期が来ましたら資料等送付させていただきたいと存じますので、また次回よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、以上をもちまして、第138回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。

本日はまことにありがとうございます。

午後2時35分 閉会